

行方市スポーツ少年団表彰規程

(表彰の趣旨)

第1条 この規程は、行方市スポーツ少年団（以下、本団という）規約第4条3に基づき行方市のスポーツ振興に貢献した者のうち、特に顕著な功績のあった者を表彰することにより、スポーツに携わる人々の励みとし、もって行方市の生涯スポーツ活動の振興に寄与することを目的とする。

(表彰の主体)

第2条 本表彰は、本部長が行う。

(表彰の内容)

第3条 本表彰は、優秀選手（チーム）賞、優秀指導者賞、スポーツ少年団功労者賞の3賞とし、該当者に賞状または感謝状を贈る。

2 その他本部長が必要とみとめた場合は行方市体育協会に上申することができる。

(表彰の基準)

第4条 本表彰の基準は以下のとおりとする。

1 優秀選手（チーム）賞

- (1) 県大会において3位以内に入った者またはチーム。
- (2) オープン参加の関東・全国大会において、3位以内に入った者またはチーム。
- (3) 県を代表して関東・全国大会へ出場した者またはチーム。
- (4) その他常任委員会において推薦された者またはチーム。

2 優秀指導者賞

- (1) 前各号に掲げる選手に対する指導者のうち、特に功労顕著な者。
- (2) 前号のほか、選手育成強化に尽力した指導者のうち、特に功労顕著な者。

3 スポーツ少年団功労者賞

- (1) 本団に5年以上役員として在任し、本団の発展に寄与した者。
- (2) 単位団に10年以上指導者として在任し、特に功労のあった者。
- (3) 前各号に掲げる者のほか、常任委員会が功労顕著と認めた者。

(表彰の対象期間)

第5条 前条第1項及び第2項に規定する表彰の対象期間は、原則として前年9月1日から当年8月31日までとする。

(表彰の把握及び推薦)

第6条 本表彰は、本団に加入する単位団を対象に各単位団代表指導者が、表彰に該当すると認められた者またはチームがあるとき、該当者の推薦書を作成し、本部長に提出する。

(表彰者の決定)

第7条 本部長は推薦書に基づき、常任委員会において表彰者を決定する。

(表彰の時期)

第8条 本表彰は、本団が主催し、本団加入単位団が一同に会する大会等において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、常任委員会において定める。

附 則

この規程は、平成19年6月27日より施行する。

平成28年6月23日 一部改正

令和5年7月7日 一部改正

行方市スポーツ少年団表彰規程 申し合わせ事項

1 表彰の内容 上申【第3条第2項】

○本部長が必要とみとめた場合とは、次の場合によるものとする。

- ・全国大会において顕著な成績（3位以内）に入った者またはチーム。

2 表彰基準【第4条第1項（4）】

○その他常任委員会において推薦された者またはチームとは、次の場合によるものとする。

- ・県大会においてベスト8以内に入った者またはチーム。

（ただし、県登録が50チーム以上の競技種目とする。）

※昨年度の茨城県登録団数を参考にする。

- ・競技種目に流派等が存在する場合は、流派数で除した数を団員数とする。
- ・その他

附則

この申し合わせ事項は、令和6年9月25日より施行する。